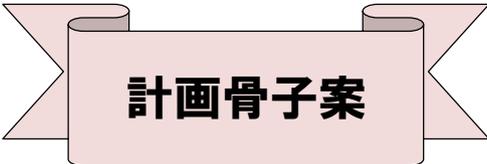


鳥栖市高齢者福祉計画

[平成 30 年度～32 年度]



計画骨子案

鳥栖市

目 次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の背景と趣旨 2
- 2. 計画の位置づけと性格 3
- 3. 計画の策定体制 5
- 4. 計画の期間 7

第2章 高齢者の現状と将来推計

- 1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計 10
- 2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計 15
- 3. 高齢者の実態と意向 17

第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1. 計画の基本理念 32
- 2. 計画策定の視点 33
- 3. 基本目標 34

第4章 施策の展開

第5章 計画の推進体制

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の総人口は、平成 22 年の 1 億 2,806 万人をピークに減少過程に入っており、平成 28 年には 1 億 2,693 万人にまで減少しています。

この間も、65 歳以上の高齢者人口については一貫して増加を続けており、平成 28 年には過去最高の 3,459 万人に達するとともに、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）についても過去最高の 27.3%となるなど、高齢化が進んでいます。

一方、生産年齢人口（15～64 歳）については、平成 7 年に 8,726 万人にピークを迎えた後は減少を続け、平成 28 年には 7,656 万人まで減少しています。（総務省「人口推計」10 月 1 日現在による）

こうした高齢者の増加を背景に、介護保険制度のサービス利用者も増加傾向で推移しており、介護保険の給付費は急速に増大しています。

今後ますます高齢化が進むとともに、生産年齢人口は減少していくことが予測される中、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況にもなっています。

地域においては、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援・介護を必要とする高齢者が今後ますます増加するとともに、地域の高齢者・障害者・子どもなど、様々な地域の課題が重層化・複雑化していくものと考えられます。

こうした状況の中、医療・介護（予防）・生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援する「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、さらに広い視点からは、高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が 1 人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う社会（地域共生社会）の実現を目指すことが求められています。

本市では、高齢者施策の方向性を示す計画として、平成 27～29 年度を計画期間とする『鳥栖市高齢者福祉計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

『鳥栖市高齢者福祉計画』は、鳥栖地区広域市町村圏組合による『介護保険事業計画』と一体的に策定されるもので、両計画は 3 年毎の見直しが定められた法定計画であることから、一般の介護保険制度の改正や本市における高齢者の状況の変化等を踏まえつつ、計画の見直しをする必要があります。

本市に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりをめざし、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、平成 30～32 年度を計画期間とする『鳥栖市高齢者福祉計画』を策定します。

2. 計画の位置づけと役割

[法的位置づけ]

本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として位置づけられるものです。

老人福祉法 第 20 条の 8

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

鳥栖地区広域市町村圏組合の策定する「介護保険事業計画」は、介護保険法（第 117 条第 1 項）の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられるものです。

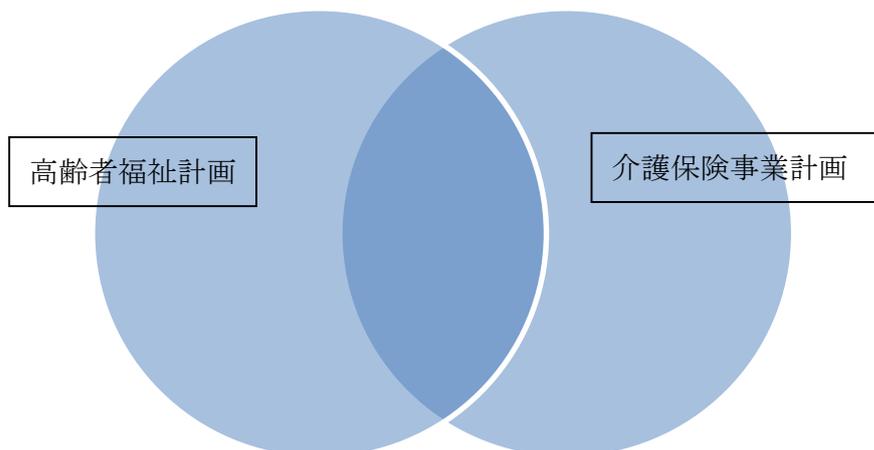
介護保険法 第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

[計画の役割]

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、主に介護保険給付対象サービス以外の、高齢者に係わるサービスの必要な見込量や整備計画等を示すものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの見込量等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにし、その推進方策を示す介護保険運営のもととなる事業計画です。



〔市の計画体系における位置づけ〕

本計画は、本市における最上位計画である「第6次鳥栖市総合計画」(平成23～32年度)の基本目標のひとつである“共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち”の実現に向けた高齢者福祉に関する個別計画として策定するものです。

また、本計画は、鳥栖地区広域市町村圏組合の策定する「第7期介護保険事業計画」(計画期間：平成30～32年度)との整合性を図り、地域における高齢者福祉事業全般に関する計画として位置づけるほか、本市の他の福祉関連計画や保健・医療、住宅、生涯学習などの関連分野における市の個別計画等と整合性のある計画として策定します。

【参考】「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 (平成29年6月2日公布)のポイント概要

【目 的】

- 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- 介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載 ⇒ 設定目標に対する高齢者福祉計画としての取組
- 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
- 国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進を制度上明確化
 - ・認知症に関する知識の普及・啓発
 - ・認知症の人に依じたリハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援
 - ・その他認知症に関する施策の推進
 - ・認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める 等

②医療・介護の連携の推進等

- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- 高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける 等

2 介護保険制度の持続可能性の確保

①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

②介護納付金における総報酬割の導入

3. 計画の策定体制

(1) 鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会

高齢者福祉施策については、幅広い関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた施策展開が求められています。

本計画は、福祉団体・公共団体・市民の代表者など幅広い分野の関係者を委員とする「鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会」において協議を行い、計画を策定します。

(2) 高齢者要望等実態調査

【調査の目的】

本調査は、鳥栖市における高齢者などの生活実態や健康状態等を把握し、本計画並びに鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「第7期介護保険事業計画」の基礎資料とすることを目的に実施しました。

【調査の種類と配布・回収状況】

調査は、佐賀県下統一の調査票により実施した本調査並びに鳥栖地区広域市町村圏組合が独自に実施した補助調査の2種類があります。

調査は、いずれも平成28年10月末～11月30日に実施しました。

各調査の配布・回収状況は次のとおりです。

【本調査（鳥栖市分）】

調査対象者の区分	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	1,258	769	61.1%
二次予防事業対象者	373	262	70.2%
要支援認定者	730	577	79.0%
要介護認定者	1,183	1,060	89.6%
施設入所者	196	180	91.8%
計	3,740	2,848	76.1%

【補助調査（鳥栖地区広域全体）】

調査対象者の区分	配布数	有効回収数	有効回収率
要支援・要介護認定者の介護者	3,391	2,411	71.1%

(3) パブリック・コメントの実施

パブリック・コメント制度とは、市民の皆様の声を市政に生かすため、市の重要な政策などを決定する場合、あらかじめ「案」の段階から公表して市民の皆様の意見をいただき、その意見等を十分に考慮した上で、最終的な意思決定を行う制度です。

これは、多くの方の意見を伺うことで、市が意思決定を行うにあたって、公正性を確保するとともに、説明責任の徹底を図るものです。

高齢社会を支えていく上で、計画策定過程における市民参画は今後ますます重要となっていくことから、本計画策定においてもパブリック・コメントの実施を予定しています。

4. 計画の期間

介護保険事業計画が3年ごとに見直しを行うことと合わせ、高齢者福祉計画についても3年ごとに見直しを行うこととなっています。

したがって、今回策定する「鳥栖市高齢者福祉計画」は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3か年を計画期間とします。

ただし、計画策定にあたっては、団塊の世代が75歳に達する平成37(2025)年度を見据えた長期的視点から、これを行うこととしています。

平成									
24年度 (2012年)	25年度 (2013年)	26年度 (2014年)	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	31年度 (2019年)	32年度 (2020年)	37年度 (2025年)
高齢者福祉計画 (計画見直し)									
第5期介護保険事業計画 介護保険料(3か年間) (計画見直し)									
			高齢者福祉計画 (計画見直し)						
			第6期介護保険事業計画 介護保険料(3か年間) (計画見直し)						
						平成37年度(2025年)を見据えた 長期的視点からの計画			
						高齢者福祉計画 (計画見直し)			
						第7期介護保険事業計画 介護保険料(3か年間) (計画見直し)			

次期計画については、平成32(2020)年度中に見直しを行い、平成33(2021)年度から平成35(2023)年度を計画期間とする計画として策定を行うこととなります。

第2章

高齢者の現状と将来推計

1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計

(1) 総人口・高齢者人口の現状

本市の総人口は依然として増加傾向で推移しており、平成28年には72,679人となっています。

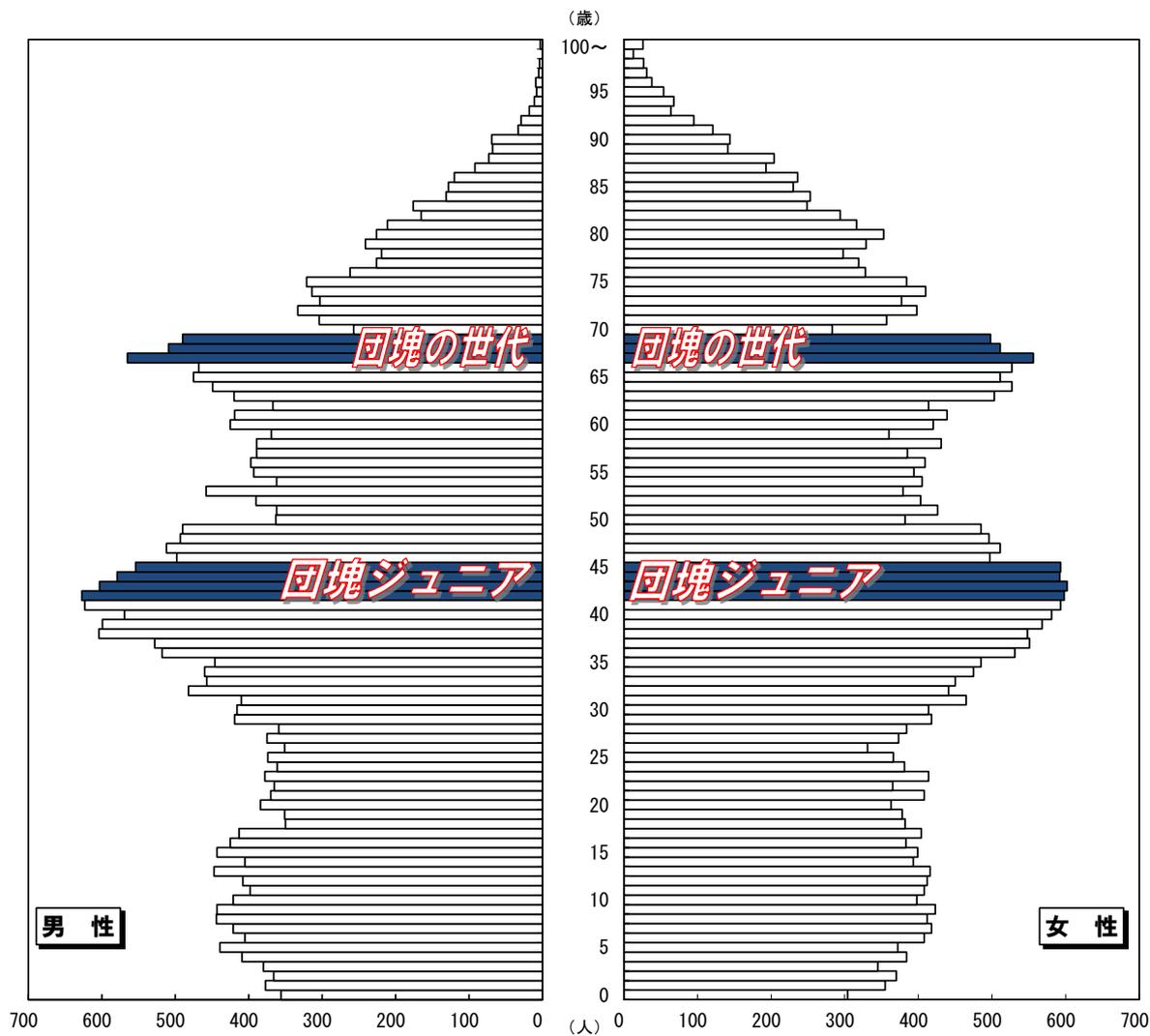


	住民基本台帳 (各年10月1日時点)							
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	68,175	68,931	69,944	70,717	71,490	71,973	72,214	72,679
0～14歳	11,446	11,638	11,900	11,952	12,090	12,126	12,099	11,937
15～39歳	22,327	22,329	22,365	22,341	22,203	21,834	21,467	21,315
40～64歳	21,397	21,773	22,405	22,588	22,788	22,939	23,075	23,325
65歳以上	13,005	13,191	13,274	13,836	14,409	15,074	15,573	16,102
65～74歳	6,852	6,817	6,648	6,980	7,392	7,899	8,229	8,446
75歳以上	6,153	6,374	6,626	6,856	7,017	7,175	7,344	7,656
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	16.8%	16.9%	17.0%	16.9%	16.9%	16.8%	16.8%	16.4%
15～39歳	32.7%	32.4%	32.0%	31.6%	31.1%	30.3%	29.7%	29.3%
40～64歳	31.4%	31.6%	32.0%	31.9%	31.9%	31.9%	32.0%	32.1%
65歳以上	19.1%	19.1%	19.0%	19.6%	20.2%	20.9%	21.6%	22.2%
65～74歳	10.1%	9.9%	9.5%	9.9%	10.3%	11.0%	11.4%	11.6%
75歳以上	9.0%	9.2%	9.5%	9.7%	9.8%	10.0%	10.2%	10.5%

※住民基本台帳 (各年10月1日現在)

団塊の世代が65歳に到達し始めた平成23年以降、高齢化率は年々増加しており、平成25年には20%の大台を超え、平成28年には22.2%となっています。

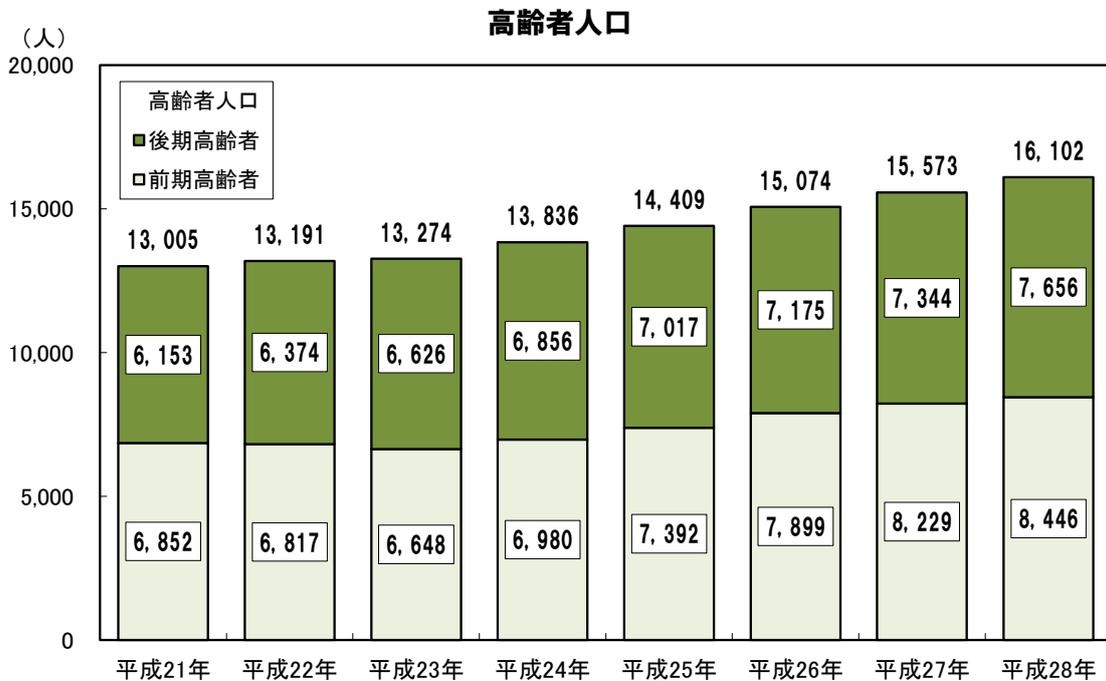
鳥栖市の人口構造（平成28年10月1日現在）



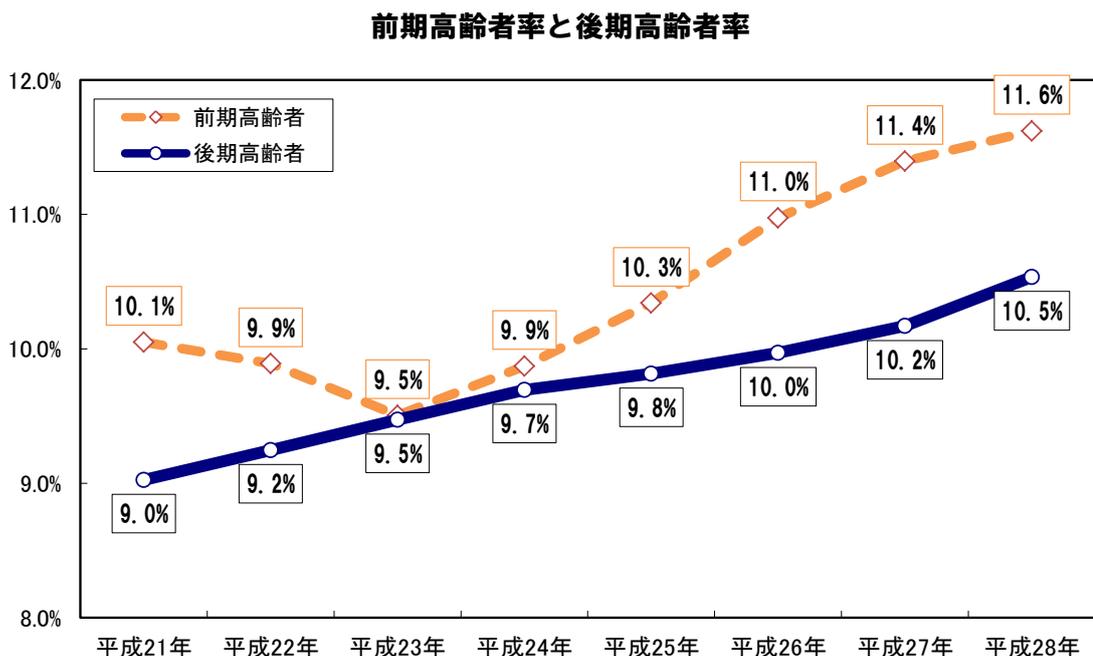
高齢者人口については、一貫して増加を続けており、平成 28 年には 16,102 人となっています。

前期高齢者（65～74 歳）については、平成 23 年以降増加傾向に転じており、平成 28 年までの 5 年間で 6,648 人から 8,446 人へと約 1,800 人増加しています。

また、後期高齢者（75 歳以上）については一貫して増加しており、同期間に 6,626 人から 7,656 人へと約 1,000 人増加しています。



前期高齢者、後期高齢者が総人口に占める割合としてみると、前期高齢者率は平成 23 年以降、急増しているのに対し、後期高齢者率は緩やかに増加していることがわかります。

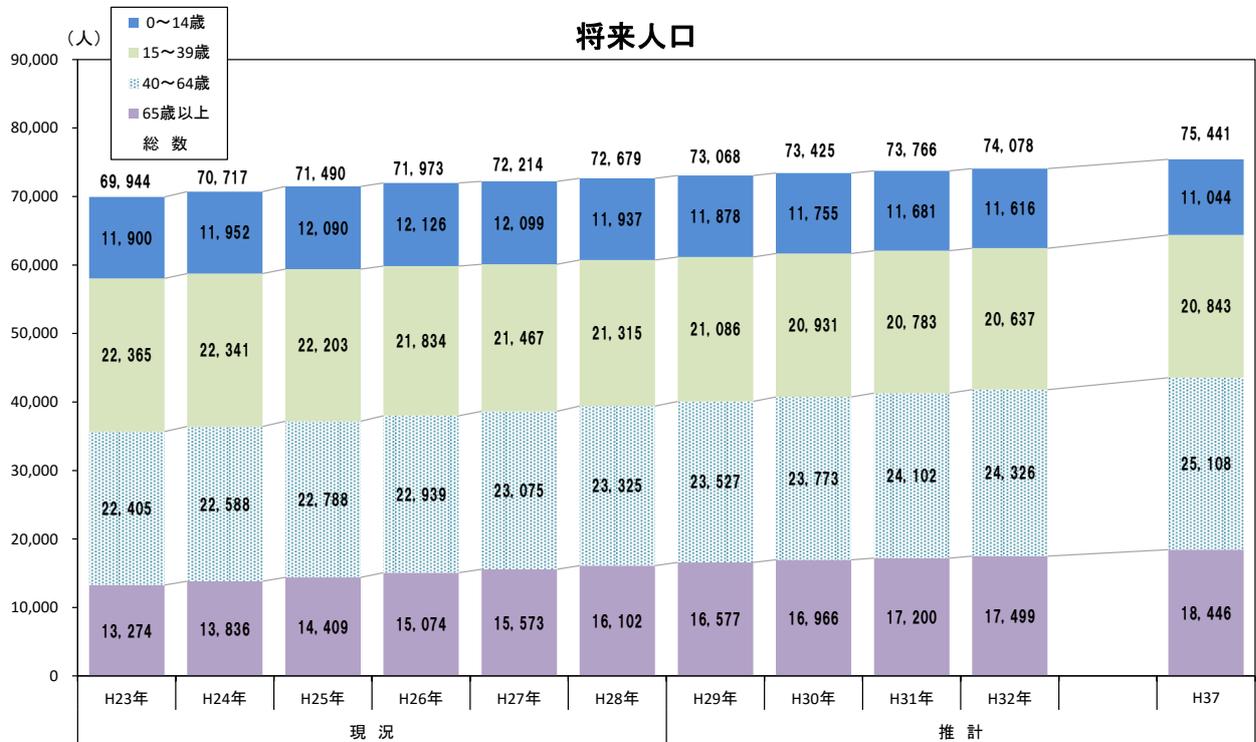


※前期高齢者率・後期高齢者率は、それぞれが総人口に占める割合

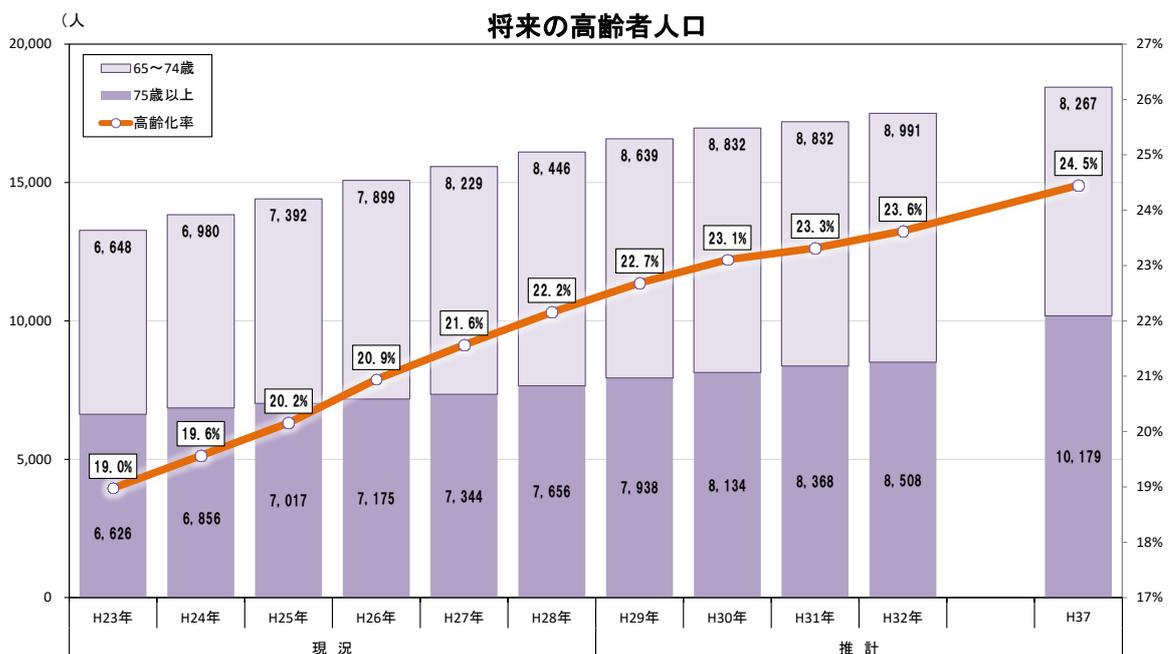
(2) 総人口・高齢者人口の将来推計

※将来人口は、性別・1歳別のコーホート変化率法による推計です。

本市の総人口については、今後も緩やかな増加傾向で推移し、平成32年には74,078人に、また、平成37年には75,441人にまで増加するものと見込まれます。

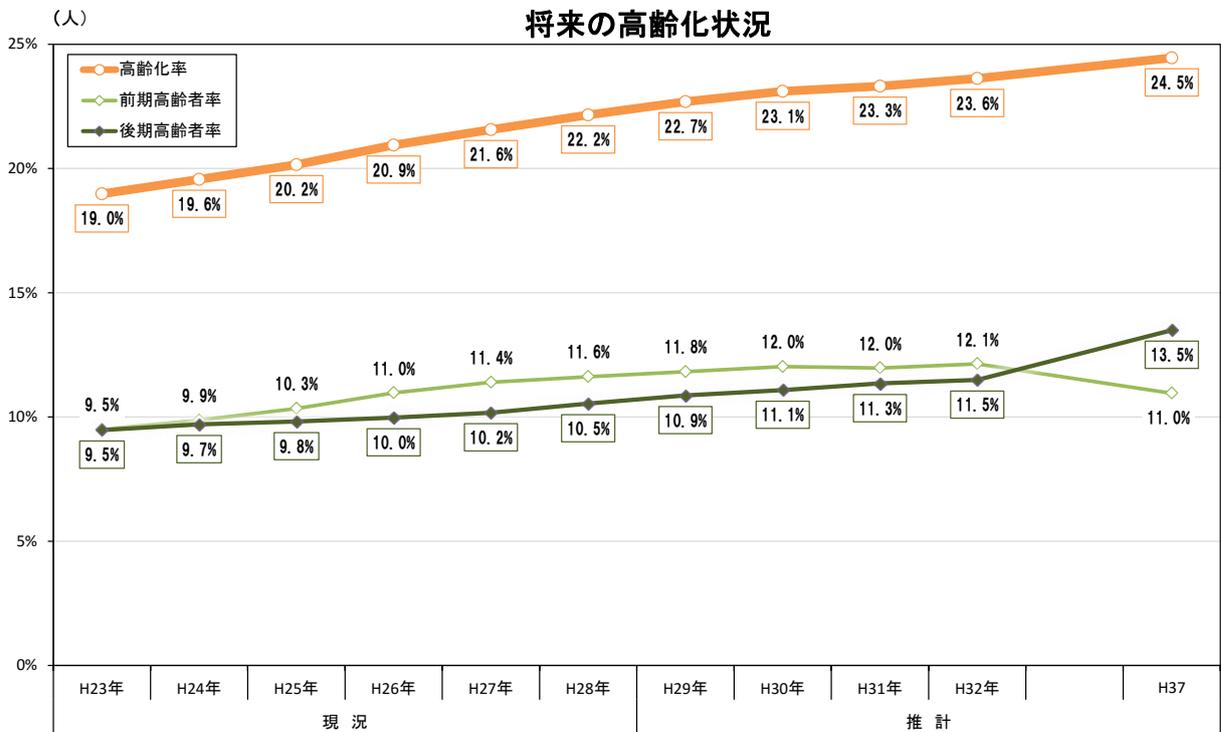


将来の高齢者人口についても、増加傾向で推移し、平成32年には17,499人に、また、平成37年には18,446人にまで増加するものと見込まれます。この間、後期高齢者は一貫して増加しますが、前期高齢者については平成32年の8,991人から平成37年には8,267人に減少するものと見込まれます。



高齢化率についても、増加傾向で推移し、平成 32 年に 23.6%、また、平成 37 年には 24.5%まで増加するものと見込まれます。

この間、後期高齢者率（総人口に占める後期高齢者の割合）は一貫して増加を続け、平成 37 年には 13.5%にまで達しますが、前期高齢者率（総人口に占める前期高齢者の割合）については平成 32 年まで 12.0%前後でほぼ横ばいに推移した後、平成 37 年には 11.0%に減少し、前期高齢者率と後期高齢者率が逆転することになります。



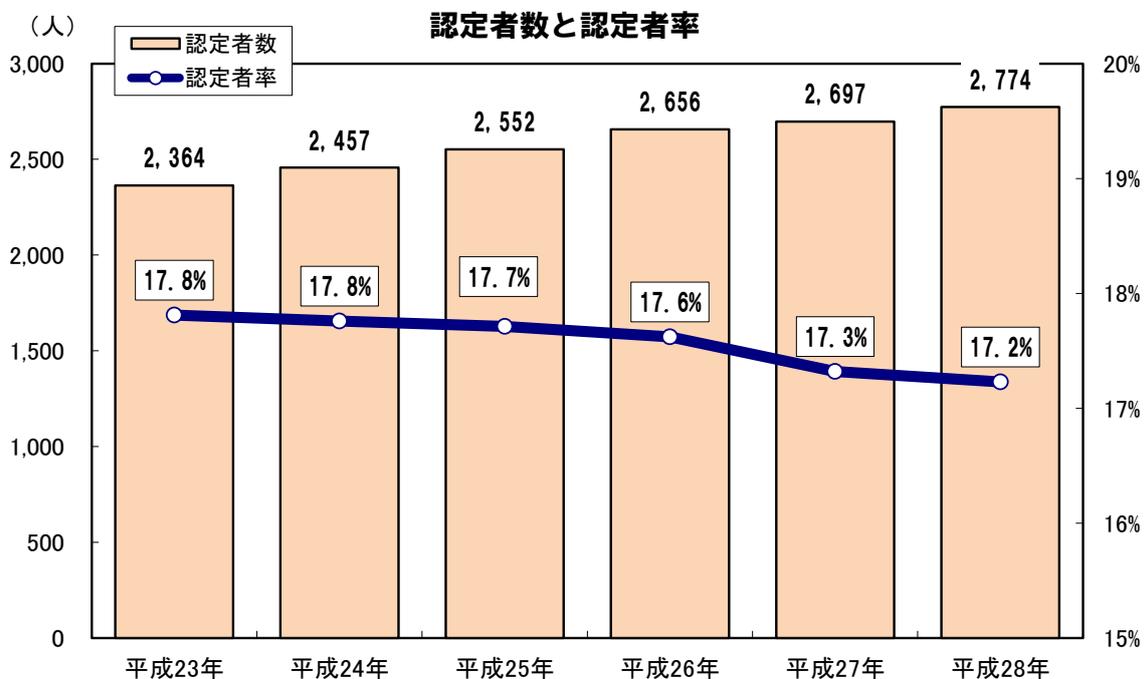
2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計

(1) 要支援・要介護認定者数の現状

認定者数は、高齢者人口の増加を背景に増加傾向で推移しており、平成28年には2,774人となっています。

高齢者人口に占める割合（認定者率）としてみると、平成23年の17.8%をピークにゆるやかに減少し、平成28年には17.2%となっています。

一般に、後期高齢者の認定者出現率は、前期高齢者の認定者出現率を大きく上回るため、後期高齢者の増加は認定者数の増加に大きく影響します。本市における平成23年以降の認定者率の減少は、同期間における前期高齢者率の伸びが後期高齢者率の伸びを上回っていることに起因するものです。

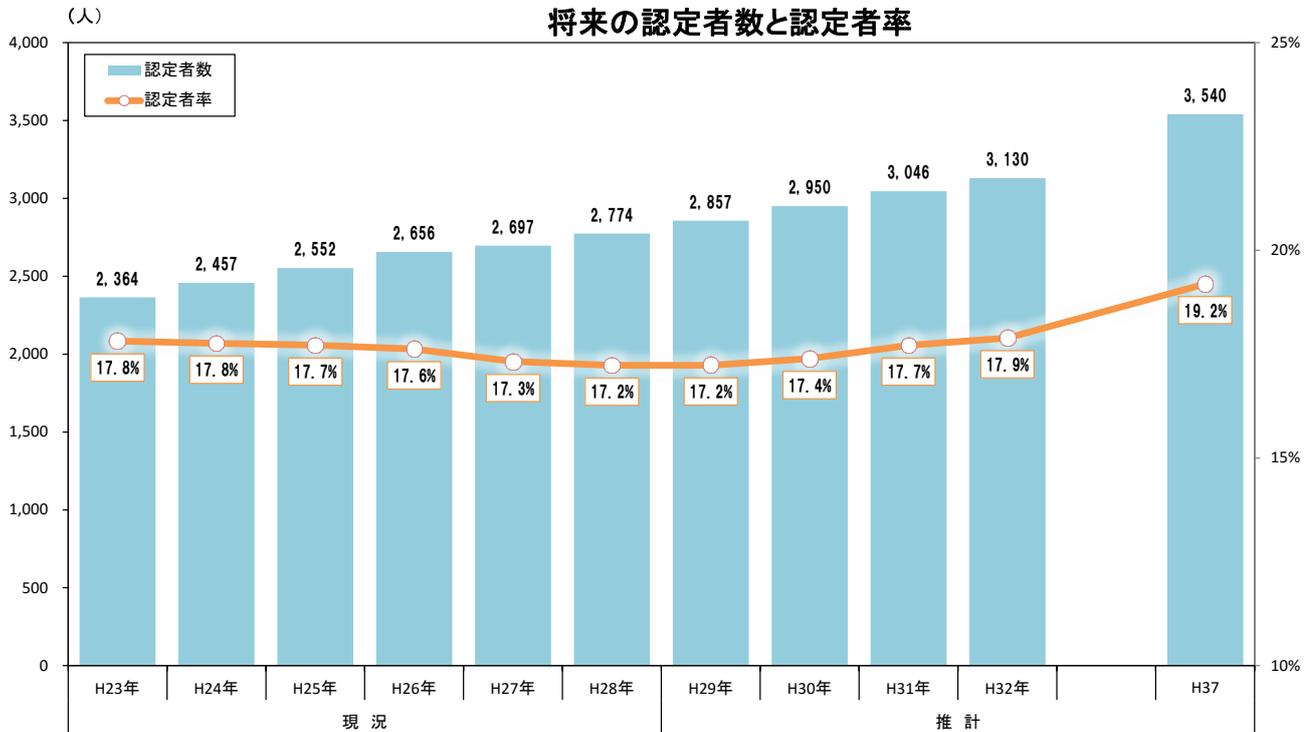


	介護保険事業状況報告（各年9月末）					
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
認定者数	2,364	2,457	2,552	2,656	2,697	2,774
要支援1	367	350	356	386	392	393
要支援2	343	376	385	381	377	422
要介護1	574	601	675	701	741	760
要介護2	365	370	372	393	425	411
要介護3	329	321	325	326	304	336
要介護4	235	249	233	258	248	258
要介護5	151	190	206	211	210	194
認定者率	17.81%	17.76%	17.71%	17.62%	17.32%	17.23%

(2) 要支援・要介護認定者数の将来推計

認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、今後も一貫して増加を続け、平成 32 年には 3,130 人に、また、平成 37 年には 3,540 人にまで増加するものと見込まれます。

認定者率については、後期高齢者率の増加に伴いゆるやかに増加し、平成 32 年で 17.9% と見込まれますが、前期高齢者率と後期高齢者率が逆転する平成 37 年には 19.2% にまで増加するものと見込まれます。



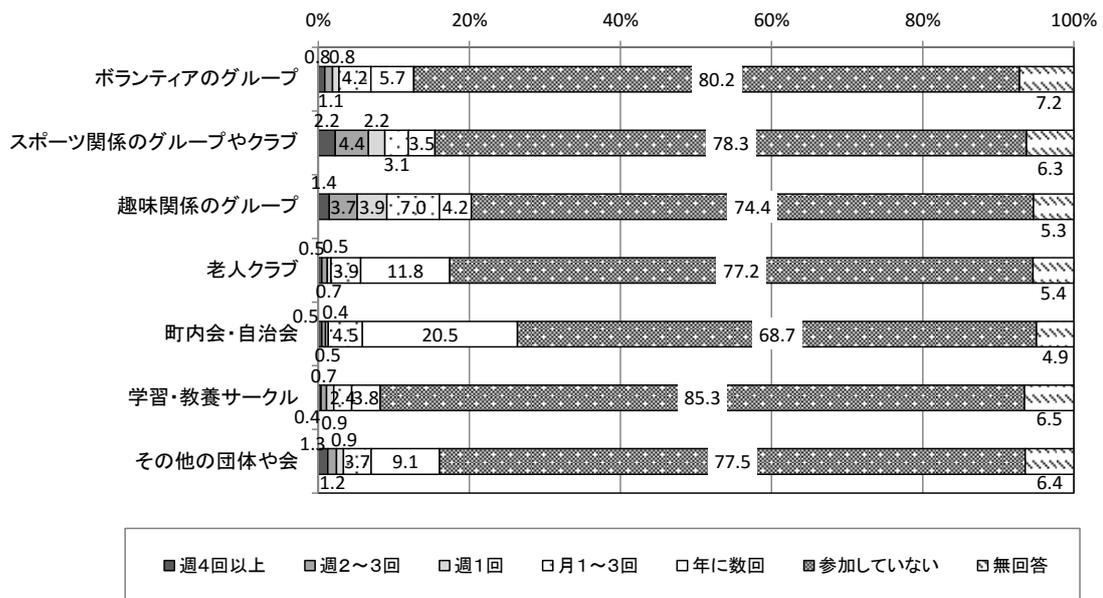
3. 高齢者の実態と意向

(1) 高齢者要望等実態調査結果より

① 社会参加について

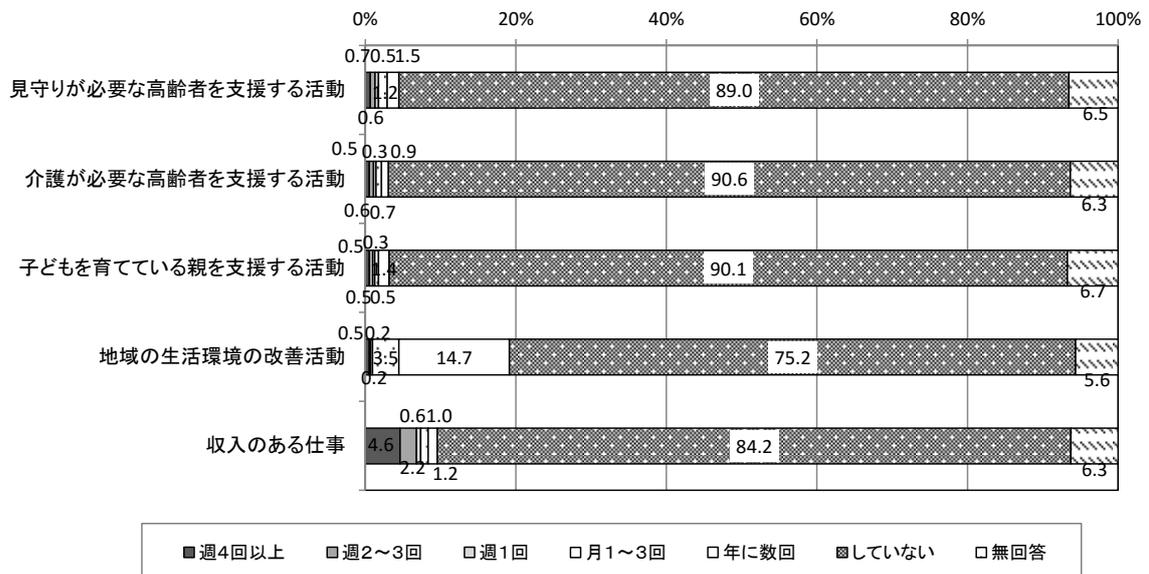
[会・グループ等への参加頻度]

「週4回以上」「週2～3回」「週1回」を合わせた『週1回以上』で比較すると、“趣味関係のグループ”が最も多く9.1%、次いで“スポーツ関係のグループやクラブ”が8.8%、“その他の団体や会”が3.3%となっています。



[社会活動や仕事への参加頻度]

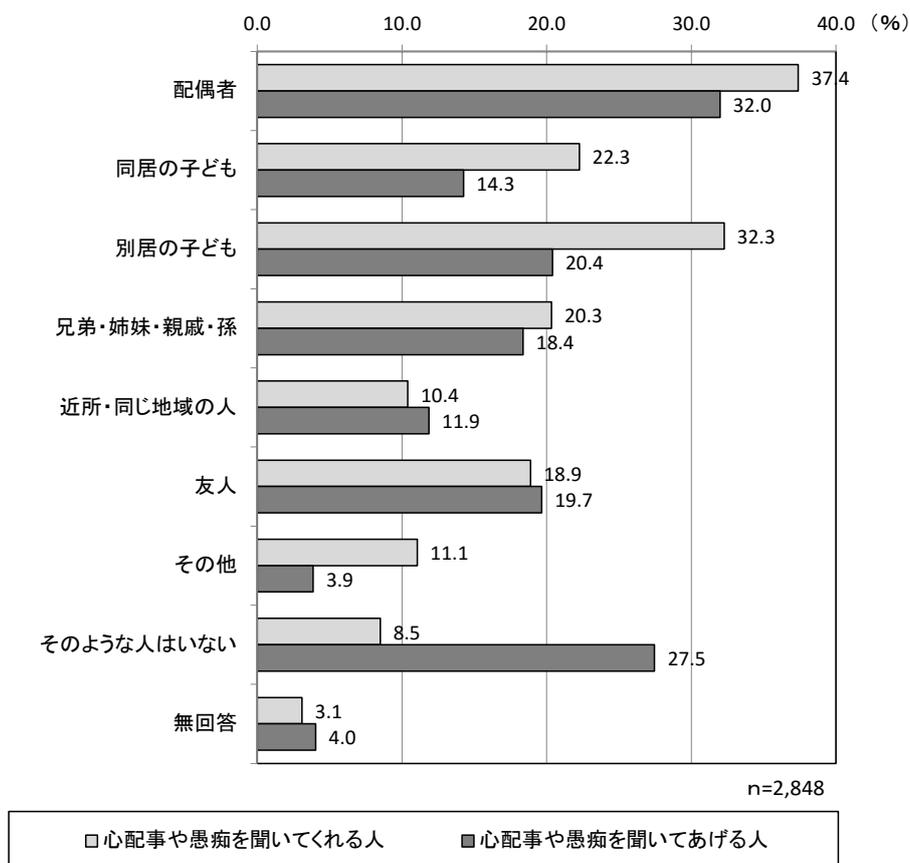
「週4回以上」「週2～3回」「週1回」を合わせた『週1回以上』で比較すると、“収入のある仕事”が最も多く7.4%、次いで“見守りが必要な高齢者を支援する活動”が1.8%、“介護が必要な高齢者を支援する活動”1.4%となっています。



社会参加については、総じてその頻度が高くはなく、今後は一層の社会参加の促進を図っていくことが求められます。

[心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人]

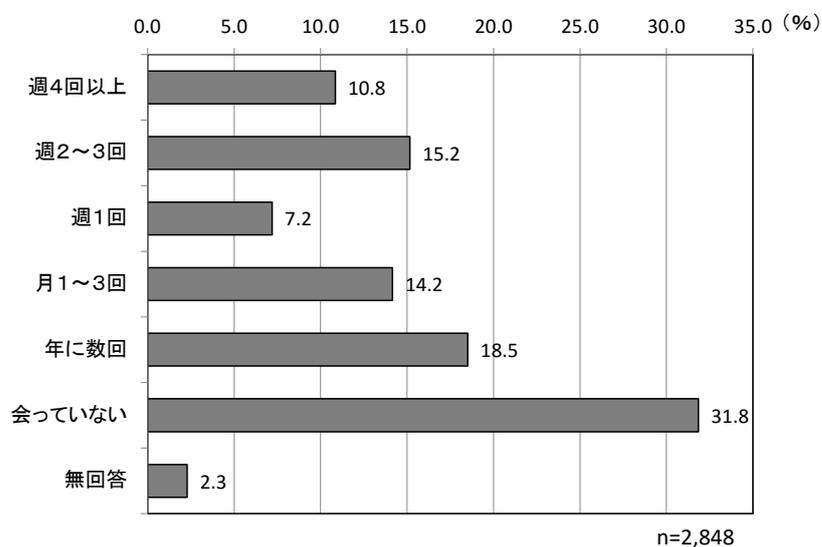
心配事や愚痴を聞いてくれる人、心配事や愚痴を聞いてあげる人は、どちらも「配偶者」が最も高く、いずれも3割以上となっています。



[友人・知人に会う頻度]

「会っていない」が最も多く 31.8%、次いで「年に数回」が 18.5%、「週に2～3回」が 15.2%となっています。

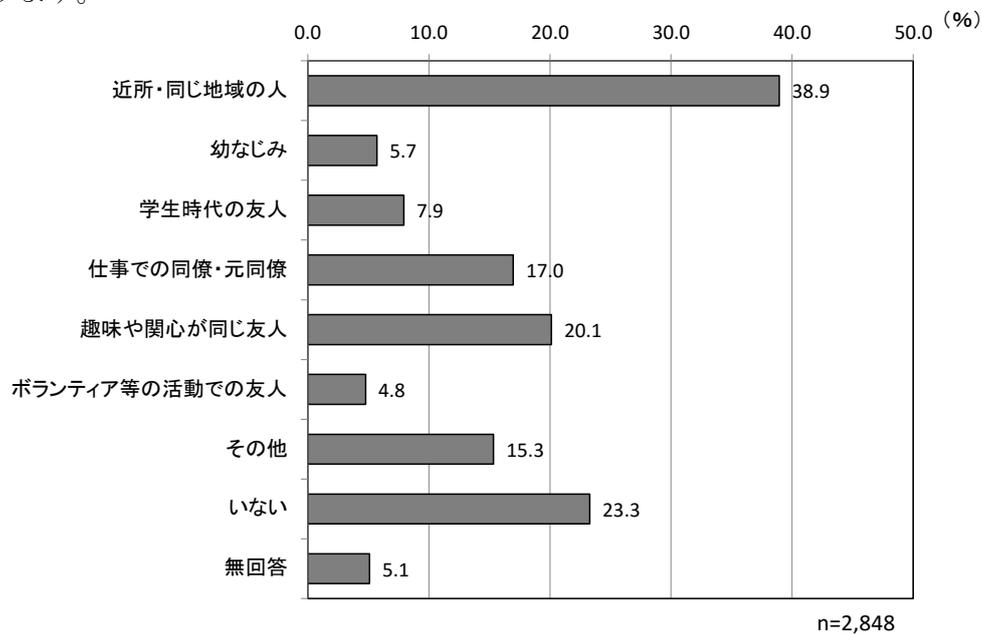
「週4回以上」「週2～3回」「週1回」を合わせた『週1回以上』と答えた人は 33.2%となっています。



[よく会う友人・知人との関係]

「近所・同じ地域の人」が最も多く38.9%、次いで「いない」が23.3%、「趣味や関心が同じ友人」が20.1%となっています。

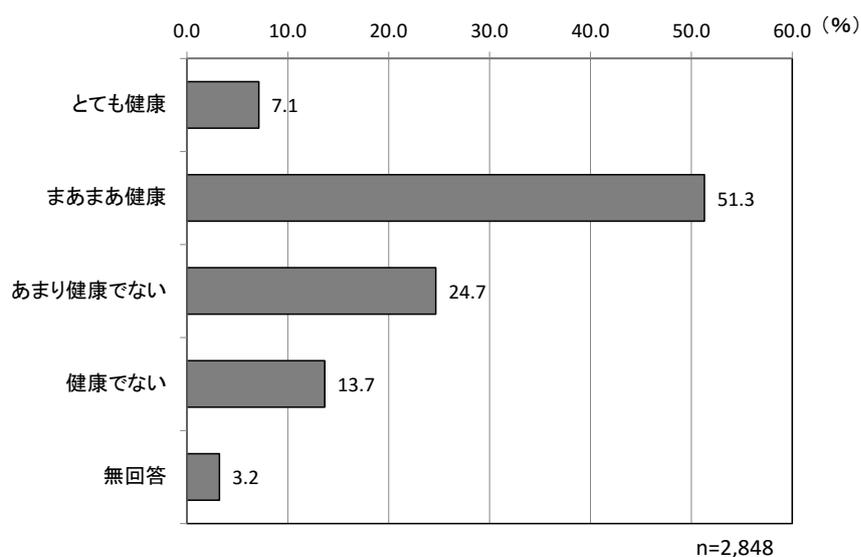
地縁による交流が多いことを活かし、地域によるネットワークの構築を進める必要があります。



②健康について

[主観的健康感]

「とても健康」と「まあまあ健康」を合わせた『健康』と答えた人が58.4%、「あまり健康でない」と「健康でない」を合わせた『健康でない』と答えた人が38.4%となっています。

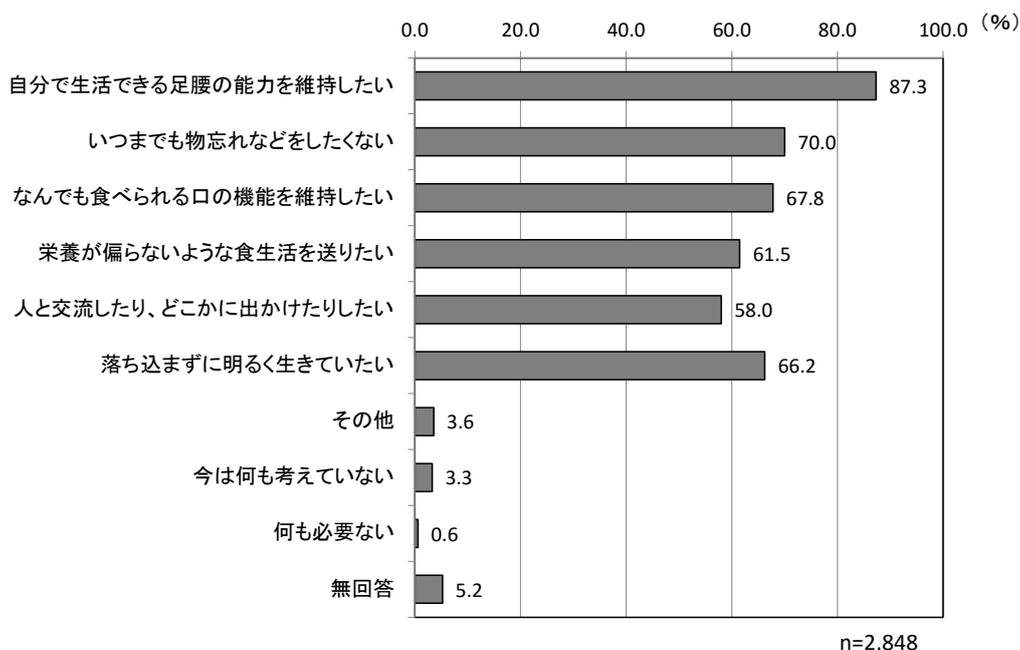


③介護予防について

[生きがいがある生活を送るために必要な気持ち]

「自分で生活できる足腰の能力を維持したい」が最も多く 87.3%、次いで「いつまでも物忘れなどをしたくない」が 70.0%、「なんでも食べられる口の機能を維持したい」が 67.8%となっています。

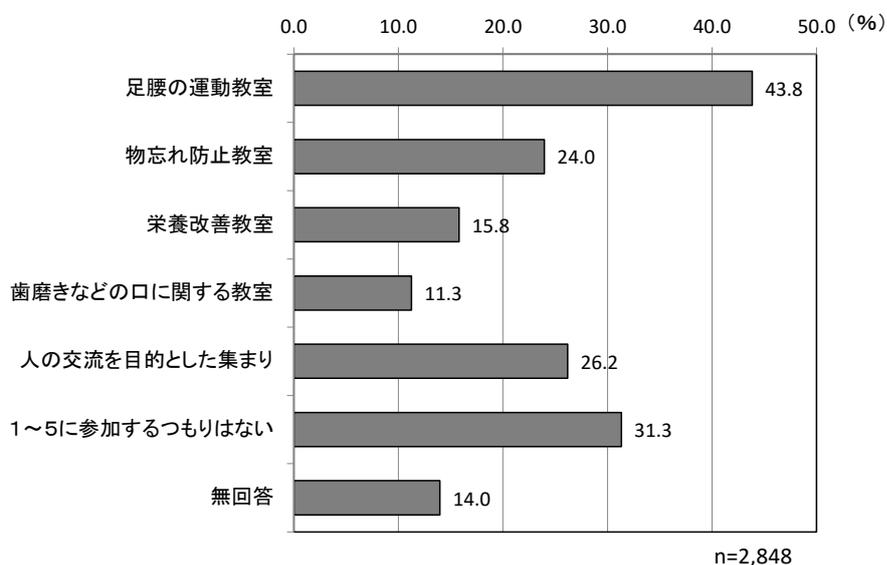
生きがいある生活を送るためにも、健康であることが重要であると広く認識されており、そうした観点からも健康づくりや介護予防を促進していく必要があります。



[生きがいがある生活を送るために参加したい活動]

「足腰の運動教室」が最も多く 43.8%、次いで「1～5に参加するつもりはない」が 31.3%、「人の交流を目的とした集まり」が 26.2%となっています。

健康づくりや介護予防の活動に対するこうしたニーズ（欲求）を現実の行動に結びつけるしくみ・工夫が重要になってきそうです。

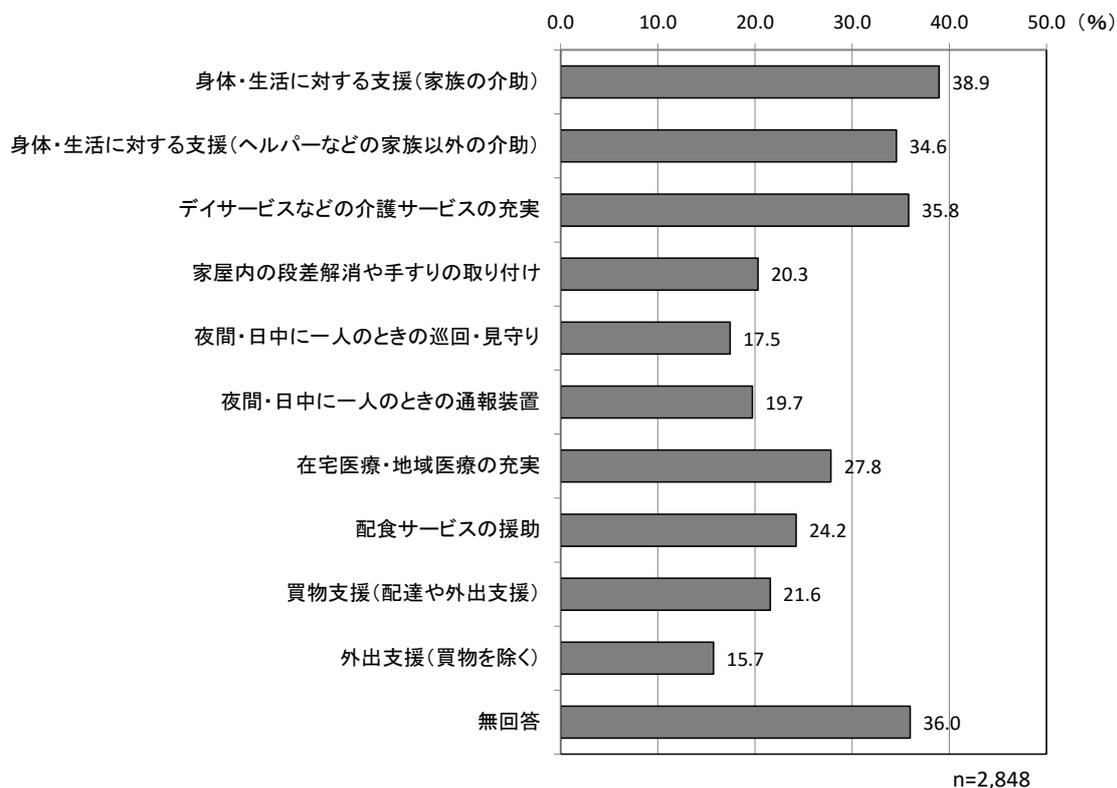


④ 普段の生活について

[将来の生活を安心して営む場合に必要な支援]

「身体・生活に対する支援（家族の介助）」が最も多く 38.9%、次いで「デイサービスなどの介護サービスの充実」が 35.8%、「身体・生活に対する支援（ヘルパーなどの家族以外の介助）」が 34.6%となっています。

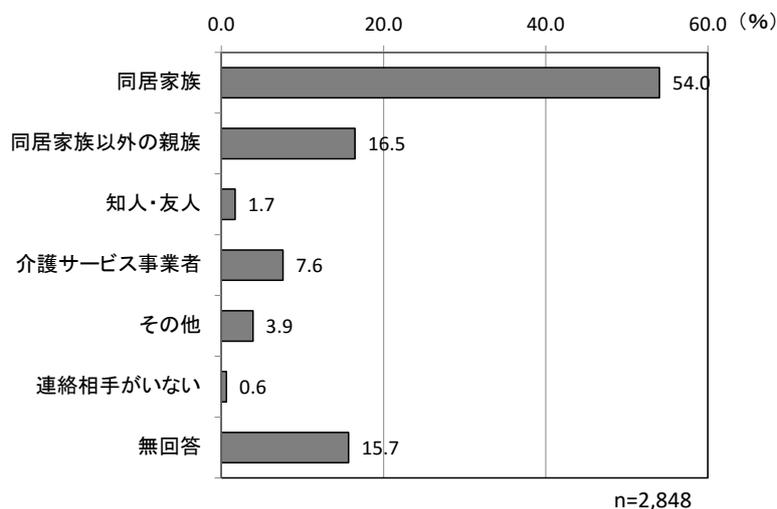
こうした多様なニーズに対応したサービスの担い手についても育成・確保していく必要があります。



[怪我などをしたとき、一番に連絡を取る相手]

「同居家族」が最も多く 54.0%、次いで「同居家族以外の親族」が 16.5%、「介護サービス事業者」が 7.6%となっています。

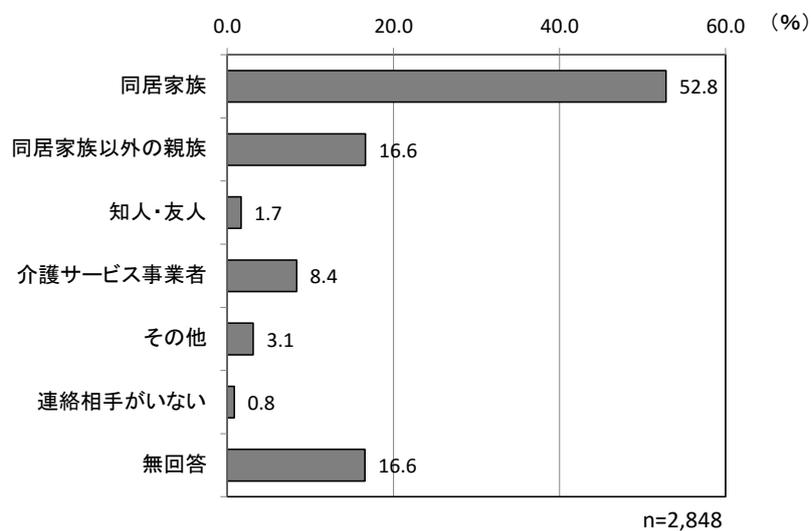
なお、連絡した人が来るためにかかる所要時間は、「30分以内」が最も多く 58.9%、次いで「30分～1時間」が 14.0%、「1～2時間」が 4.5%となっています。



[日常の援助が欲しいとき、一番に連絡を取る相手]

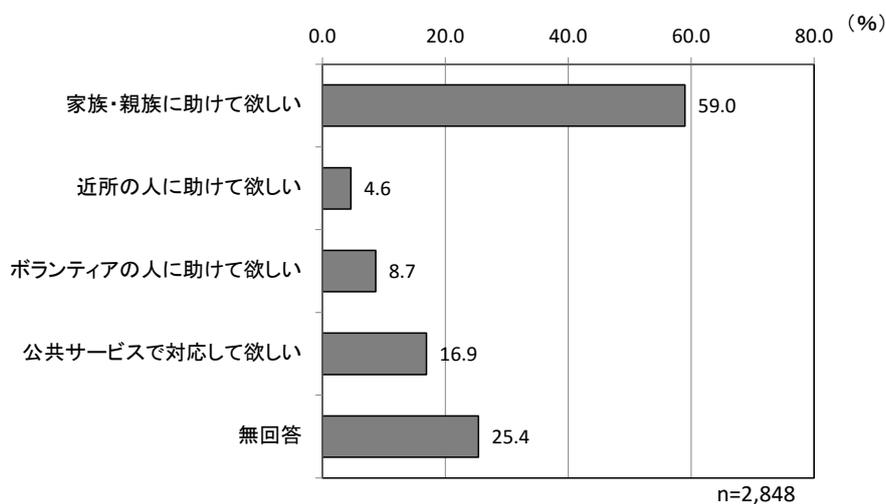
「同居家族」が最も多く 52.8%、次いで「同居家族以外の親族」が 16.6%、「介護サービス事業者」が 8.4%となっています。

なお、連絡した人が必要な時間で来れるかについては、「必要な時間で来れる（本人の主観）」が 65.9%、「来れない」が 11.2%となっています。



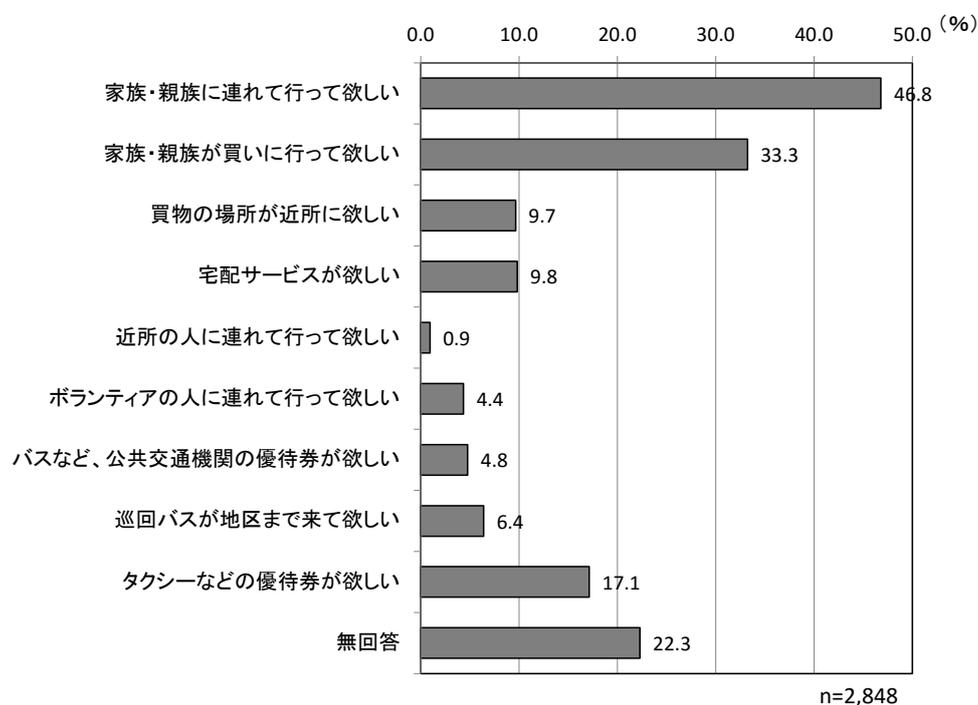
[電球の取換えや草むしりして欲しいとき必要な援助]

「家族・親族に助けて欲しい」が最も多く 59.0%、次いで「公共サービスで対応して欲しい」が 16.9%、「ボランティアの人に助けて欲しい」が 8.7%となっています。



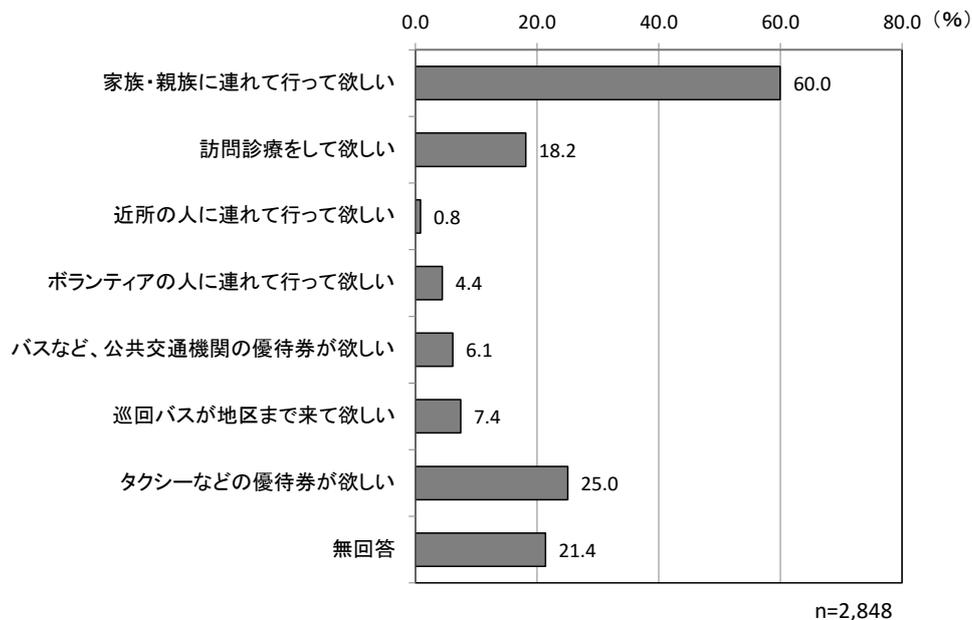
[日用品の買物をしたいとき必要な援助]

「家族・親族に連れて行って欲しい」が最も多く46.8%、次いで「家族・親族が買いに行つて欲しい」が33.3%、「タクシーなどの優待券が欲しい」が17.1%となっています。



[通院したいとき必要な援助]

「家族・親族に連れて行って欲しい」が最も多く60.0%、次いで「タクシーなどの優待券が欲しい」が25.0%、「訪問診療をして欲しい」が18.2%となっています。



(2) 第7期計画（平成27年度～平成29年度）の評価・課題

基本目標1 地域参加と健康づくりの推進

- 年齢を重ねても、活動的で生きがいのある生活を送るための健康づくりを支援するため介護予防事業として、「いきいき健康教室」や「元気づくり教室」等に取り組んできました。しかし、参加者数が目標を下回る施策もあり、参加者の増加に向け、内容の見直しや周知活動の強化が必要とされます。
- 地域参加を促すための取り組みについては、参加者数が目標を下回る施策が多く、内容の見直しが必要とされます。

基本目標2 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

- 住み慣れた地域で安心・安全に自立した生活を継続できるよう、生活支援や権利擁護等に関する各種サービスの展開による、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進しています。
- 認知症の理解促進や消費者被害の防止に向けた啓発講座の推進については、見込みを下回る結果となり、今後更なる取り組みの強化が必要とされます。

基本目標3 適切な介護保険事業の推進

- 平成29年4月からスタートした、介護予防・日常生活支援総合事業については、短期集中的な機能訓練サービス、ボランティアによるサービスなど、多様な展開を行っています。今後は、地域のニーズを踏まえ、新たなサービスの導入や内容の充実に向けた検討が必要です。
- 在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進などの事業については平成30年度からスタートすることとしており、実施体制の構築に向け、鳥栖地区広域市町村圏組合等との協議を行っています。実施体制がより効果的、効率的なものとなるよう、論議を深めて行く必要があります。

※ 各施策の目標達成状況については、「第4章施策の展開」に掲載しております。（予定）

(3) 地域が抱える課題（地域ケア会議より）

市内の4箇所の地域包括支援センターが行った地域ケア会議及び市主催の自立支援ケア会議（地域ケア会議）において検討された地域課題について、次の4項目にまとめました。

地域課題① 買い物が困難な方や、交通手段の不便な地域の住民が気軽に利用することが出来る移動手段の確保が必要
--

～現状・問題点～

- ・ 買い物に行くことが出来ない高齢者がいる
- ・ **公共交通機関が少ない**
- ・ バス等の乗り降りが困難な高齢者がいる
- ・ 高齢者の運転割合が高い

等

地域課題② 身近な通いの場が必要

～現状・問題点～

- ・ 気軽に集まることが出来る高齢者の集いの場がない
- ・ 近隣住民との関わりが少なく孤立している高齢転入者がいる

等

地域課題③ 認知症高齢者の実態把握や地域住民への啓発の強化等、総合的な認知症高齢者支援が必要

～現状・問題点～

- ・ 認知症高齢者への支援の介入が不十分である
- ・ 認知症の方が集える場が不足している
- ・ 認知症に対する地域住民の理解が不足している

等

地域課題④ 高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるための、自立した在宅生活を支える仕組みづくりが必要
--

～現状・問題点～

- ・ 在宅で栄養指導を受けることが出来るサービスがない
- ・ 通所介護事業所が在宅生活を継続するためリハビリ支援を行う際、在宅環境のアセスメントに関するノウハウが一般化出来ていない
- ・ ゴミ出しに支障がある高齢者がいる

等

(4) 高齢者を取り巻く中長期的な課題

人口推計、高齢者要望等実態調査、**第7期計画検証結果**及び地域ケア会議から把握した課題について、次のとおり整理しました。

課題1 通いの場などの身近な場所での介護予防と担い手の育成

- 今後、後期高齢者人口の増加が見込まれるため、効果的な介護予防の取り組みが必要。(人口推計、**第7期計画検証結果**)
- 生きがいある生活を送るためにも、健康であることが重要であると認識されていることから、健康づくりや介護予防の促進が必要。(高齢者要望等実態調査)
- 「足腰の運動教室」のニーズが高く、身近な通いの場など、ニーズを現実の行動に結びつける仕組み、工夫が重要。(高齢者要望等実態調査、地域ケア会議)
- 高齢者の多様なニーズに対応したサービスの担い手の育成・確保が必要。(高齢者要望等実態調査)

課題2 高齢者の社会参加の促進

- 今後、高齢者人口の増加が見込まれるため、高齢者の社会参加の場の創出が必要。(人口推計)
- 社会参加の頻度は高くはなく、今後一層の社会参加の促進を図っていくことが求められる。(高齢者要望等実態調査、**第7期計画検証結果**)

課題3 高齢者のニーズに対応した生活支援のしくみの構築

- 今後、後期高齢者人口の増加が見込まれるため、多様なニーズに対応した高齢者を支える仕組みの構築が必要。(人口推計)
- 買物が困難な方や、**交通手段の不便な**地域の住民が気軽に利用することができる移動手段の確保が必要。(地域ケア会議)
- 高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるための、自立した在宅生活を支える仕組みづくりが必要。(地域ケア会議)

課題4 認知症高齢者支援の推進

- 高齢者人口の増加に伴い、今後はますます認知症高齢者の数も増加するとともに、認知症高齢者を取り巻く様々な問題・課題もより顕在化していくことが予想される。地域ぐるみの支援体制の構築・強化を図っていくことが必要。(人口推計、**第7期計画検証結果**)
- 生きがいのある生活を送るために必要な気持ちとして「いつまでも物忘れなどをしたくない」が上位に上げられるなど、将来の認知症に関して不安を抱えている人が多いことがうかがえる。(高齢者要望等実態調査)

第3章

計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

高齢者が、できる限り介護を必要とする状態に陥ることなく、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心して暮らし続けるためには、超高齢社会への適切な対応と「自助・互助・共助・公助」の考え方による役割を踏まえた施策を展開することが重要です。

そこで本計画では、従来の高齢者福祉計画の基本理念の考え方を踏襲しながら、第6次総合計画との整合を図り、高齢期の生活を地域全体で応援・支援することとし、「ともに認め合い、支え合う、温かみと安心感のある住み良い地域社会を目指して～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～」を基本理念と定め、市民一人ひとりの生活の中で基本理念が実現されるまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。

〈基本理念〉

**ともに認め合い、支え合う、
温かみと安心感のある
住み良い地域社会を目指して**

～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～

2. 計画策定の視点

基本理念及び中長期的な課題を踏まえつつ、本計画は次のような視点から策定します。

視点1 介護予防の推進

- ★日常的に取り組む介護予防活動の啓発と促進
- ★介護予防活動への参加促進と活動の担い手の育成
- ★介護予防の取り組みによる健康寿命の延伸

視点2 社会参加への支援

- ★人との出会い、交流の場を創出し、高齢者の孤立を防止
- ★高齢者の社会参加を促進・拡大する取り組みを進める団体を支援
- ★高齢者が生きがいを持って活躍できる仕組みづくり

視点3 地域で支え合うしくみの構築

- ★高齢者のニーズを把握し、必要な生活支援サービスを整備
- ★生活支援の担い手の育成

視点4 認知症高齢者支援の推進（新規）

- ★認知症高齢者等への支援体制の構築



3. 基本目標

基本理念として掲げた「ともに認め合い、支え合う、温かみと安心感のある住み良い地域社会を目指して～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～」の実現には、地域包括ケアシステムの構築が不可欠であるとともに、地域包括ケアシステムの構築こそが基本理念を実現していく上での要であると考えます。

そこで本計画では、地域包括ケアシステムの5つの構成要素である「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」をそれぞれの役割に基づいて互いに関係し、また、連携しながら、一体化して提供することにより、高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく、安心して、健やかに生活できるまちを目指します。

そのため、本計画では現状と平成37（2025）年までの中長期的な課題も踏まえながら、5つの構成要素と関連付けた3つの基本目標を設定して施策を進めます。

【基本理念】

ともに認め合い、支え合う、温かみと安心感のある住み良い地域社会を目指して
～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～

地域包括ケアシステムの構築

基本目標 1	～ 保健・介護予防 ～
	地域参加と健康づくりの推進
基本目標 2	～ 福祉・生活支援・住まいと住まい方 ～
	住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進
基本目標 3	～ 介護・リハビリテーション・医療・看護 ～
	地域包括ケアシステムの深化・推進と他職種連携



第4章

施策の展開



第5章

計画の推進体制

